

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附

則第四条の政令で定める部局又は機関を定めるものとする。

（第十九条関係）

第二 改正法附則第九条の政令で定める権利及び義務を定めるものとする。

（第二十条関係）

第三 改正法附則第十条の政令で定める国有財産を定めるものとする。

（第二十一条関係）

第四 この政令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

第五 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

（附則第二項関係）